

さん

燦

事務所報
SUN 第28号
2023年7月発行

 OIKE LAW OFFICE

弁護士	野々山 宏	弁護士	坂田 均
弁護士	永井 弘二	弁護士	藤原 道子
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	志部淳之介
弁護士	若竹 宏諭	弁護士	三角真理子
相談役弁護士	長谷川 彰	客員弁護士	二本松利忠
			事務局一同



暑中お見舞い 申し上げます

今年も燦をお届けします。

燦の表紙は、例年、当事務所が南側に位置する御池通を通る祇園祭の山鉦巡行の写真を使わせていただいております。2020年、2021年は、新型コロナウイルスの影響で山鉦巡行は中止となりましたが、2022年は実施され、2023年も実施予定です。新型コロナウイルスも5類となり、日常が戻ってきました。少しでも明るい世の中になってもらいたいと祈らずにはられません。

さて、当事務所は、4月に藤原道子弁護士が加わり、18名の弁護士と17名の事務局が所属し、分野ごとに協同するなどしながら、質の高いリーガルサービスを提供することを常に目標としております。引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
URL <https://www.oike-law.gr.jp/>

2023/7
No.28

死んだらあかん 憲法9条

相談役弁護士 長谷川 彰



先日、もと内閣法制局長阪田雅裕氏に対するインタビュー記事が朝日新聞に掲載された。その表題は「憲法9条は死んだ」である。

阪田氏によると、9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という規定と自衛隊との整合性は、①海外で武力行使をしない、②「専守防衛」という2つの柱で、かろうじて保たれていたが、安倍内閣による安保法制で、集団的自衛権の行使を認めたため、武力行使をする場所について、わが国の周辺の公海、公空までという地理的な制約が消え、①の柱がなくなり、今般の岸田内閣による国家安全保障戦略改定により、わが国が弾道ミサイルなどによって攻撃された場合、ミサイル基地など相手国への攻撃を行う能力(政府の言う「反撃能力」)を自衛隊に持たせることが決まった結果、②の柱もなくなって、憲法9条は死んだというのだ。

この点政府は、専守防衛の防衛戦略は不変であると唱えているが、阪田氏は、これは詭弁だと断じる。自衛隊の武力行使は敵国の軍隊をわが方の領域外に追い払うのに必要な範囲にとどまって外国の領域を攻撃することはない、だから他国に脅威を与えることもない、というのが、これまでの「専守防衛」だったと述べ、平生から巡航ミサイル・トマホークのような攻撃的兵器を持つことは、自衛隊が、憲法9条2項で保持を禁じた「戦力」そのものになってしまうと説明する。これでは、日本は自衛に徹する平和国家から、強力な戦力を有する普通の国になったといえるとするのだ。

わが国は、日中戦争、太平洋戦争を起こし、多大な犠牲者を国の内外に出した反省に基づき、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、」(憲法前文)日本国憲法を制定した。そして、憲法前文に掲げるとおり、「日本国民は、恒久の平和を

念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のであり、決して、海外派兵を行えるようにしたり、敵基地攻撃能力を備えて、他国がわが国を攻撃することを躊躇わせるような手段で、われわれの安全と生存を保持しようというのではないのである。それよりも、世界のどの国とも平和的な信頼関係を築くための外交努力を最大限に行い、恒久平和を目指す国として世界に対するリーダーシップをとる覚悟を持たなければならない。

そのために、まずなすべきは、安倍政権下で行われた安保法制以前の状態に戻すことであり、「死んだ」といわれる憲法9条を生き返らせなければならない。私たち国民は、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」(憲法前文)以上、ロシアのように隣国に自ら侵攻するような国に日本をしてはならないという強い意志をもって、自衛隊に海外での武力行使を許さず、相手国への攻撃能力(わが国が攻撃された時の、応戦能力とは別物。ウクライナは、侵攻するロシア軍と応戦はするが、決してロシア国内への攻撃は行っていない。)を自衛隊に持たせることに断固反対する候補者であるか否かをしっかりと見極めて投票しなければならない。また、政府には、トマホークの購入をやめ、ミサイル攻撃に耐えられるシェルターを全国津々浦々に建設することを求めたい。先日のJアラートの際も、一体どこへ避難すればよいかわからない状態なんて、あり得ない。ミサイル攻撃に際し、これを全て打ち落として国民を守るなんて、現実離れしているように思う。万一のミサイル攻撃から身を守るすべをこうじてもらいたいと切に祈るばかりだ。

今、英国ミステリーがおもしろい

…アンソニー・ホロヴィッツとホリー・ジャクソン

弁護士 野々山 宏



1 英国ミステリーといえば、古くは、コナン・ドイルのシャーロック・ホームズシリーズ、アガサ・クリスティのエルクユール・ポワロやミス・マーブルのシリーズが、映画やドラマにもなって有名です。近くは、コリン・ドクスターのモース警部シリーズが、人間の愛情や弱さを描き出し、ドラマも秀逸でした。また、ディック・フランシスが、競馬にまつわるミステリーを異なった視点から30冊以上書いています。おすすめは、調査員シッド・ハレーが活躍する「大穴」と「利腕」です。R.D.ウィングフィールドのフロスト警部シリーズは、他の重厚な作品と異なり、警部のキャラクターや併行する多数の事件の展開などがコミカルで(下品という人もいます)、どの作品もおもしろいですが、第1作の「クリスマスのフロスト」が最も「フロストらしさ」が出ています。ドラマ化されていますが、小説のフロスト警部とドラマの主人公のイメージが違って、小説のおもしろさが十分に伝わっていないのが残念でした。

伝統ある英国ミステリーもここしばらく元気がないように見えました。しかし、5年ほど前から、アンソニー・ホロヴィッツとホリー・ジャクソンの2人の英国推理作家が日本に紹介され、高い評価を受けています。シリーズとなっている作品はどれも大変斬新でおもしろく、今後も続編が続く気配で注目しています。

2 アンソニー・ホロヴィッツ

ホロヴィッツを初めて知ったのは、テレビドラマの「刑事フォイル」シリーズです。第2次世界大戦下で、空襲や戦闘で死や混乱が身近な中で、犯罪者に対して毅然と対応した生真面目な刑事を描き、女性の専属運転手や部下の刑事、息子との人間的な関わりを伏線にして、論理的な思考で事件を解決していくドラマです。モース警部のような浮いた話もなく、展開は重いのですが、意外な人物が犯人でミステリーとして上質だったので、作者を調べると脚本がホロヴィッツでした。ポワロやバーナビー警部のドラマの脚本、ボンドシリーズやシャーロックホームズの新作を書いていて驚きました。

そのホロヴィッツを一躍有名にしたのが、「カササギ殺人事件」です。書籍出版の女性編集者を主人公に、結末の原稿がない作品を残したミステリー作家の死の真相を巡る物語で、そのミステリー作家が書いた「名探偵アティカス・ピュント」を主人公としたもう一つの物語が別に描かれており、1つの本で2つのミステリーが楽し

める斬新な作品です(続編も同じ手法がとられています)。ドラマ化されており、前者の現代の事件を徹底的にモダンに、後者の1950年代の小さな村の事件をかなり古風に、それぞれ映像化してうまく際立たせていました。死んだ作家が、会った人を歪めて作品のモデルにする嫌な性格で、それが続編となる「ヨルガオ殺人事件」の背景となっています。

作者自身が作家として登場し、元刑事のホーソーンに捜査の状況を小説として書かされるという設定で展開するのが、ホロヴィッツのもう一つのシリーズです。「メインテーマは殺人」「その裁きは死」「殺しへのライン」が刊行されています。本格的な王道の犯人当て推理小説ですが、前述した「刑事フォイル」の撮影風景などホロヴィッツの仕事ぶりがリアルに描かれて、現実と錯覚する斬新な書き方です。「殺しへのライン」が未読なので、楽しみにしています。

3 ホリー・ジャクソン

「自由研究には向かない殺人」とその続編の「優等生は探偵に向かない」が刊行されています。女子高校生のピップが、警察が対応しない殺人事件や失踪事件を独自の調査で犯人を見つけて解決する、ジャンルでいえば児童文学です。しかし、そのストーリーは極めて質の高い本格ミステリーとなっています。小さな町で起こった事件について、限られた人間関係の中で次々と容疑者が現れて、最後に衝撃の真相が暴かれます。

斬新なのは、ピップの調査方法です。警察は相手にしてくれないので、「自由研究」と称するインタビュー、SNSへの書き込みやポッドキャストの配信を通じた情報提供の依頼、ネット検索など、いかにも現代風です。また、主人公の家族構成など、「多様性」を感じさせます。女子高校生が容疑者の所に一人で話しに行って大丈夫か、個人情報やインタビュー結果や、調査経過を簡単にネット配信して大丈夫かなど、ハラハラどきどきすることが満載ですが、高校生が新しい技術を使って、着実に真相に迫っていくジャクソンの描き方はテンポ良く、飽きさせません。ピップの恋愛や友情、家族への感情などの青春らしい悩みや第1作と第2作のほどよい連続性もこの2つの作品の良さの一つです。まもなく、続編の第3作が刊行されるようなので、これも楽しみにしています。

今、英国ミステリーに目が離せません。

ダブルスタンダードをぶち破れ

—大江健三郎氏を偲んで—

弁護士 坂田 均



1 驚異の大谷翔平

横浜DeNAベイスターズのトレバー・パウアー投手について「パウアー、これぞ本物」という新聞記事を見つけた。

まさにダブルスタンダードの極みである。記者の頭には、メジャーリーグと日本のプロ野球との間には依然として格差があり、プロ野球は所詮マイナーの実力しかない。そこへメジャーリーグでサイ・ヤング賞にも輝いた投手が来た。これは本物だ、ということであろう。スポーツの世界に限らず、日本の社会には、小説家の世界でも、音楽家の世界でも、自分たちが通用するのは日本国内だけで、世界では通用しないという劣等感がある。この記事はそのことの表れである。

世界のスタンダードに挑戦したのは野茂英雄であり、イチローであった。これに続く大谷翔平はメジャーリーグのスタンダードを塗り替えてしまった。メジャーで最高水準と評価されている速球派投手だけでなくパワーヒッターのスタンダードをも塗り替えてしまったのである。

このことにより、大谷選手は、メジャーの選手と同じスタンダードで野球を語り合うことができる。王貞治のホームラン数は本当にハンク・アーロンよりも凄いのだと説明に苦慮する必要はないのである。そこにはダブルスタンダードは存在しない。

2 世界のスタンダードをもつことはなぜ大事なのか

大江健三郎は、小澤征爾との対談の中で、これからの若い人たちは、「まず国とか会社とか考えないで、1対1で、この地球の上のあらゆる個と直接交渉ができるような人間になって行かなきゃいけない。そのためには世界に対して普遍的なものの考え方が出来なければならない。」と一つの生き方を示唆している(大江健三郎・小澤征爾対談『同じ年に生まれて』中央公論新社)。村社会の規範に拘泥したり、ダブルスタンダードで自己満足したりしてはだめだという意味である。大江健三郎は、さらに、「周縁に行きている者たちが、普遍的なもの、人間とは何か、地球とは何か、ということを考えているというのが夢である。」と述べている。もう少しわかりやすい別の言葉を引用すると、「僕は、自分の小説に僕の田舎のことや東京での家族のことを書いて、しかも、日本というより、世界の中で文学の仕事をしていると考えています。」(同書)ということである。

3 「見捨てられた状態」の人々

さらに、大江健三郎は、普遍性のある世界のスタンダードをもつことは、危機に瀕している民主主義にとっても大事なことだという。

民主主義はもともと世界観や価値観が均質な人たちが階級を形成していることを前提にしていた。しかし、19世紀以降人々の間に複数の階級が生じ、相互の世界観や

価値観に分断が生じてきた。社会が異質なものを内包するようになったということである。その結果、例えば、議会民主主義に対しては、人々は自分たちの代表が自分たちの利益を代表していないと感じるようになってきている。また、世界のいたるところで、貧富の差といった経済格差だけではなく、教育格差、医療格差、民族格差等が生じ、また、格差是正を支持する勢力もなく、いわばハンナ・アーレントのいう社会の枠組みから「見捨てられた状態」の人々が生じているといえよう。

このような状態を目の当たりにすると、人々が、普遍的な世界のスタンダードを認識し、人々の共通の基盤を模索し、個々の利害を乗り越えて意思形成していくことが重要であると思われる。

4 パブリックとアカの他人との付き合い

民主主義を正当化する要素の一つとして多数決原理がある。多数決で決めたことは正当化され、反対票を投じた人々にもその決定に従うよう求められる。しかし、誤解があるようだが、多数決で決まればすべてその決定が正当化されるわけではない。前提条件として、少数者への配慮が必要だし、また、公共空間での十分な議論が必要だといわれている。このような意思形成のプロセスにおいて、多数派には、少数意見に対して異議を述べる権利を手続的に保障することや、異論に対し寛容であることが求められる。

日本社会は、もともとパブリックという概念をもたなかった。公といえばお上を指していたから、そこには、ヨコの人間関係の中で議論し物事を決定する習わしかなかった。丸山眞男に言わせると「同じ村の人同士の付き合いはあったが、アカの他人との付き合いという意味のパブリックという観念はなかった。」(丸山眞男著『文明論之概略』を読む』岩波新書)。

固有の村規範と意思形成の習わしによって存続してきた日本社会の「アカの他人との付き合い」方を見ると、現在、なおその呪縛から解放されていないようにも思われる。

5 異議を述べる権利の保障と寛容さ

若い人たちがダブルスタンダードから解放されて、普遍的な世界のスタンダードを理解し、個として他者と議論しながら、立場の違いからくる意見の相違に対しても寛容でいられる、といった感覚が育てば、日本社会の民主主義の基盤はより強固になる。これが大江健三郎の言いたかったことだと思う。世界の「周縁」に住んでいても、世界の人々と協働し得る「普遍性」を有し、寛容の精神から少数者と議論し、その異議を述べる権利を保障する手続きが重要であることを意識できれば、より公正な社会が実現されると思う。

西山事件とペンタゴン・ペーパーズ

弁護士 永井 弘二



囲碁・将棋欄の関係で毎日新聞を購読しています。

今年2月、西山事件の当事者である同社の元記者西山太吉氏が亡くなりました。西山事件は、西山氏が、女性の外務省職員に沖縄返還交渉での情報を持ち出させたとして、刑事事件になるなどしたものです。

当時、問題になったのは、沖縄返還にあたり、アメリカが沖縄の地権者に支払う補償金を日本がアメリカに支払うという密約があったかどうかということでした。西山氏は、得た情報を野党の国会議員に渡して国会でも追及されました。しかし、議員に渡した資料から取材源の外務省職員が特定され、西山氏と職員が不適切な関係にあったという曝露などもあり、次第に、西山氏と外務省職員との関係をクローズアップして批判するような論調が強くなっていったようです。

地裁判決は、持ち出させた情報の秘密の程度はそれほど高くなかったなどとして、西山氏を無罪としました。判断自体は情報の秘密の程度などを認定するものでしたが、やはり、表現の自由に基づく、報道、取材の自由に重きを置いた判断ではないかと思います。しかし、高裁は逆転有罪とし、1978年の最高裁も有罪としました。最高裁は、外交交渉の内容は秘密性が高く、また、西山氏は情報を得るために外務省職員と不適切な関係を結ぶなど、その取材態様が社会観念上許容される限度を逸脱したと判断したのでした。

その後、2018年のアメリカの公文書公開で、密約を裏付ける資料が公開されたということです。

他方、アメリカでは、ペンタゴン・ペーパーズという文書を巡って連邦最高裁の判断が出ています。ペンタゴン・ペーパーズは、ベトナム戦争の教訓を残すために作成された文書で、第二次大戦後から1968年までのベトナム戦争等の状況を克明に分析・評価した大量の文書で最高機密とされていましたが、アメリカは戦争に勝てないという評価など、国民には公表されていない事柄を多く含んでいました。1971年、作成者の一人が、これをニューヨーク・タイムズにリークして報道されたことから、当時のニクソン政権が、その公表の差止を求めて提訴し、その後、ワシントン・ポストもペーパーを入手、報道して、両社が差止訴訟の対象とされました。

最高裁は、憲法修正1条では報道の自由に対する事前抑制は禁止されており、国益が損なわれるという政府の主張は立証されていないとして、新聞社を勝訴させました。それまで政府がマスコミの記事の差止を求めるといふ訴訟はなく、判断まで僅か半月程度、裁判官の意見も

6対3に割れ、また、期間が短く各裁判官の意見を調整することも難しかったのか、本文は簡略で各裁判官が意見を述べる形となるなど、異色づくめの判断だったようです。

法廷意見に賛成のダグラス裁判官とブラック裁判官の意見では、「統治における秘密は、基本的に反民主主義的であり、官僚政治における過ちを永続させる。公的な論点についての制約されない討論と議論は、私たちの国家の健康に致命的に重要である。」と指摘されています。アメリカの最高裁判決については、上出浩氏の「合衆国連邦最高裁判例に見る20世紀中葉の「プレス」の自由」観—ユビキタス時代における「プレス」の役割を求めて—(立命館法学2007年2号(312号))に詳しく紹介、評論されています。

このペンタゴン・ペーパーズについては、スティーブン・スピルバーグ監督、メリル・ストリープ、トム・ハンクス共演で、邦題「ペンタゴン・ペーパーズ 最高機密文書」として映画化されています(原題は「THE POST」)。映画では、ニューヨーク・タイムズに先を越されたワシントン・ポストがペーパーを入手し、報道に至る経過を描いています。ニューヨーク・タイムズが報道した直後、ニクソン政権が差止を求めて提訴し、地裁では仮処分的に最終判断が出るまでは報道を禁止するという判断が示されていた中で、ワシントン・ポストが敢えて報道に踏み切る過程での多くの葛藤などが描かれます。メリル・ストリープ演じるワシントン・ポスト社主が、刑事訴追や社の倒産の危険もあり得る中で、それでもなお掲載の最終決断をする場面や、ワシントン・ポストが報道した翌日には、地方紙も含めた多くの新聞がワシントン・ポストの勇気を賞賛する記事を掲載する場面など、なかなか感動的です。ちなみに、この映画のラストでは、ニクソン大統領が側近にワシントン・ポストの記者はホワイトハウスに出入り禁止だと息巻く一方で、ウォーターゲートビルの警備員が、民主党事務所への侵入者がいると警察に通報する場面で終わります。

ペンタゴン・ペーパーズは、行政によるマスコミに対する事前抑制の可否が問題になったものであり、西山事件は事後の刑事責任が問題になったものであることなどから、両者を一律に比較することはできません。アメリカ連邦最高裁裁判官の賛成意見の中にも、事後規制は別という指摘もあるようです(ちなみに、ペンタゴン・ペーパーズ事件では事後の刑事訴追などはされていないようです)。

それでもなお、日米の2つの最高裁判決は対照的です。

氏名の読み方について

弁護士 藤原 道子



1 はじめに

皆さんは、最近、氏名の読み方、特に、若い方の氏名の読み方が分からないと思ったことはありませんか。大体の推測で読み方が分かるときと、いわゆるキラキラネームといわれるような全く推測できないときがあります。学校の先生が、新学期に、まず苦労するのは新入生の氏名の読み方だそうです。

私は、令和3年11月から令和5年2月にかけて、法制審議会戸籍法部会(以下、「戸籍法部会」といいます。)の臨時委員として、氏名の読み仮名の法制化についての議論に参加しましたので、少しお話をしたいと思います。

2 なぜ、氏名の読み方なのか

現在、戸籍には氏名の読み仮名が付されていないことをご存知ですか。他方で、子供が生まれたら、出生届に子供の氏名を書いて、その読み方も記入していますし、転居した時の転出届、転入届にも氏名とその読み方を書く欄があり、当然のこととして記入していますね。ところが、戸籍法上で求められるのは、本人の氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日等で、氏名の読み仮名は法定事項とはなっていないのです(戸籍法13条)。実際にも、運転免許証や保険証に記載された氏名には読み方(振り仮名)は付されていません。このように、氏名の読み方自体は法定事項ではないため、法規制がなく、出生届に記載する氏名の読み方は自由で、ほぼフリーパスで受け付けられています。キラキラネームが出てきた素地がここにあります。

氏名の読み方については、昭和50年代から、出生届等の際に、戸籍上の氏名にすべて読み仮名をつけるべきという議論が何回か出てはいたのですが法制化に至らず、最近のIT化の影響を受けて、氏名の読み仮名の法制化が必要とされるに至りました。つまり、氏名の読み方は個人を特定する情報の一部であり、情報システムでの検索や管理等の能率、各種サービスの質の向上によって、社会生活における国民の利便性を向上させるというものです。確かに、漢字入力・検索よりは、かな入力・検索の方が迅速だと思います。また、例えば、「山崎香」という氏名の方は、少なくとも4通りの読み方が可能ですが(「ヤマサキカオル」「ヤマサキカオリ」「ヤマザキカオル」「ヤマザキカオリ」)、氏名に読み仮名を付して本人確認事項の一つとすることで、各種手続における不正防止を補完することが可能になるといわれています。

3 戸籍法部会での議論と要綱案

戸籍法部会での議論の主たる論点は、①戸籍に記載する読み仮名は平仮名か片仮名か、②読み方の許容性(一定の基準を設けるのか)、③氏名の読み方の収集方法(全国民から氏名の読み方を集める方法)、④戸籍に記載された氏名の読み方の変更方法です。戸籍法部会での議論は、令和5年2月に「戸籍法等の改正に関する要綱案」として集約されましたが、上の論点について、①戸籍に記載する読み仮名は片仮名とする、②氏名の仮名表記の基準は「氏名として用いられている文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」とし、③改正戸籍法の施行日から1年以内に氏名の仮名表記の届出をする、1年経過後に届出のない者については本籍地の市町村長が仮名表記を戸籍に記載する(但し、対象者への通知あり)、④通常の氏名の仮名表記の変更には家庭裁判所の許可が必要となりました。

特に、議論になったのが上記の②と③ですが、ここでは、②について触れたいと思います。皆さんは、「名乗り訓」という言葉をご存知ですか。私は、この戸籍法部会の委員になるまで知りませんでした。では、皆さんは、「源頼朝」はご存知ですね。また、これを「ミナモトノヨリトモ」と読むのもご存知ですね。この「朝」という字が「トモ」と読まれるようになったのは、記録が残っている限り、この「源頼朝」が初めてだそうです。漢字の新しい読み方を「名乗り訓」というそうです。このように、我が国には、氏名の読み方について、ある漢字を新しく別の読み方とする「名乗り訓」という創造的な命名文化が何百年も伝統的に受け継がれているのです。このことは、同じ戸籍法部会の委員であった早稲田大学の笹原宏之先生から学びました。これは、最近のキラキラネームにひと脈通じるのかも知れませんが、この創造的な名乗り訓は、要綱案の②の「文字の読み方として一般に認められているもの」と抵触します。そのため、要綱案には(注)として、「市町村長の行う審査においては、幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする。」が付記されることになりました。

なお、戸籍法部会の議論は、法務省HPで議事録が公開されていますので、興味のある方は御覧ください。

4 おわりに

今後、戸籍法の改正がなされることとなりますが、氏名の読み仮名の法制化で、キラキラネームがどうなるのか、また、実際に私たちの社会生活の利便性が向上するのか、注視していきたいと思います。

フルマラソン、その後

弁護士 長野 浩三



2017年の燦では、私のフルマラソン⑩(2017年2月26日の姫路城マラソン)までの記録をご紹介した。その後もフルマラソンを走っているので今回はその後のフルマラソンについて書きたいと思う。

- ⑩2017年11月12日おかやまマラソン 4時間24分47秒
(ネットタイム(スタートからゴールまでの正味のタイム)、以下同じ)
- ⑪2017年11月23日福知山マラソン 4時間24分09秒
- ⑫2018年02月04日愛媛マラソン 4時間42分16秒
- ⑬2018年02月18日高知龍馬マラソン 4時間27分29秒
- ⑭2018年11月23日福知山マラソン 4時間35分12秒
- ⑮2019年02月19日高知龍馬マラソン 4時間30分46秒
- ⑯2019年03月17日徳島マラソン 4時間21分53秒
- ⑰2019年04月14日掛川・新茶マラソン 4時間33分17秒

2017年の燦で書いたとおり(覚えている人はほとんどいないか?)、2016年と2017年に5回サブフォー(フルマラソンを4時間以内で完走すること。市民ランナーの一つの目標である。)を達成したので、この時期は、もうサブフォーは目指さないこととし(サブフォーはそれなりにしんどいのです。)、旅行を兼ねたお楽しみマラソンを楽しんでいた。前泊して宴会をすることがあり、飲み過ぎて二日酔い状態で走り出すことも時々あった。私はマラソンの練習はほとんどしないが(時々、朝4kmくらい走るだけ。)、この時期は4時間30分前後で完走できていた。

- ⑱2019年10月06日松本マラソン 4時間50分28秒
松本マラソンは結構坂が多く、しんどかったのと、しんどくなったら座り込んで本格的に休憩していたこともあり、このタイムとなった。
- ⑲2019年10月27日久米島マラソン 4時間54分45秒
久米島マラソンはとにかく暑い。脱水になるかと思うくらい暑い。前日に泡盛を飲み過ぎるので結構つらい。あと、島のおじい、おばあが応援してくれるので元気がでるが、全く島民がいない箇所もあり、そこではとぼとぼ歩いた。
- ⑳2019年11月10日福岡マラソン 4時間24分09秒
- ㉑2019年12月01日国宝松江城マラソン 4時間42分05秒
- ㉒2020年02月16日高知龍馬マラソン 4時間39分26秒
この時期はまた4時間30分前後となった。

この後、いわゆるコロナ禍が始まり、ことごとくマラソン大会が中止になり、フルマラソンから遠ざかる時期となった。

- ㉓2021年11月07日富山マラソン 5時間19分02秒
本当に久しぶりに開催されたフルマラソンが富山マラソンだった。あまりがんばらないようになったのと、フルマラソンからずいぶん遠ざかっていたこともあり、5時間以上のタイムとなった。
- ㉔2022年08月28日北海道マラソン 5時間22分10秒
北海道マラソンは思ったほど暑くなかったが、練習もほとんどしておらず、5時間以上かかった。

2022年後半からはフルマラソンの大会がずいぶん開催されるようになった。いつまで走れるかわからないの

で、エントリーできる大会には全部エントリーした。

- ㉕2022年10月23日久米島マラソン 5時間27分17秒
- ㉖2022年11月06日富山マラソン 5時間06分33秒
- ㉗2022年11月13日福岡マラソン 5時間11分37秒
- ㉘2022年11月20日神戸マラソン 5時間19分25秒

この時期は2017年以来、3週連続でフルマラソンを走った。2017年には連続で走ることトレーニングになり、サブフォーで走れたが、今回はがんばらず、しんどくなったら休憩したり、だらだら歩いたりしていたので、5時間以上のタイムで、かつ、だんだんとタイムが遅くなった。

- ㉙2022年12月04日国宝松江城マラソン 4時間57分00秒
ただ、毎週走ること練習にはなっと思われ、また4時間台で完走できた。

- ㉚2022年12月18日みえ松阪マラソン 5時間07分00秒
- ㉛2023年02月12日愛媛マラソン 5時間01分39秒
故郷の愛媛マラソンでは母親や親戚が応援にかけつけてくれ、とても元気がでた。

- ㉜2023年02月19日高知龍馬マラソン 4時間49分50秒
高知龍馬マラソンはほぼ毎年でているが、沿道の途切れない声援とエイド(給食)がすばらしい。クリームパンはあるわ、カツオ飯はあるわ、フルーツ、トマト等ほんとに充実している。高知海岸からみる太平洋もすばらしい。前日、当日の呑み会もほんとに充実している。カツオのわら焼き塩たき、うつぼの唐揚げはマストだ。但し、飲み過ぎ注意である。

- ㉝2023年02月26日大阪マラソン 4時間43分37秒
大阪マラソンは寒かったのとエイドがお菓子だけでお腹が空いた。途中でセブンイレブンに寄って豚まん食べよかなと思われた。

2023年2月も3週連続のフルマラソンとなったが、今回はだんだんタイムがよくなった。練習になったのだと思うが、1週間ではやっぱり完全には筋肉が回復しないと思うので、連続でのフルマラソンはお勧めできない。

- ㉞2023年03月12日びわ湖マラソン 5時間06分17秒
第1回であったびわ湖マラソンはすばらしかった。大津京駅近くのスタートと、アクセス抜群で、びわ湖、三上山、比叡山の風景もすばらしく、近江米のおにぎり、湖魚佃煮、近江牛ローストビーフなど、ちょっと呑みたくなるようなエイドも最高だった。また来年も出たい。

最近目標を5時間以内での完走に設定している。1km約7分のペースで走れば達成できる目標なので、そんなに高いハードルではないが、練習はほとんどしないので、なんとか達成できるかどうかとところである。筋トレ効果とダイエット効果はあるので、今後もフルマラソンを完走できる限りは続けていこうと思う。

振り返ると、あと6回で50回になるので、そこまでは何とか走りたいたいと思っている。いつまでやれるかな～？



湖魚佃煮と近江米おにぎりを湖岸に座って食べる

歩く

弁護士 草地 邦晴



1 通勤

コロナ禍になってから、よく歩くようになった。1人で外を歩いている分には気遣いがいらないので気が楽だし、外出の機会が減った分、運動不足の解消にも役立つ。年齢を重ねて朝早めに目覚めるようになったこともあり、少し早めに家を出て事務所まで歩いて通勤するようになった。鞆を肩掛けからリュックに代え、革靴は事務所に置きっぱなしにして、ウォーキングシューズで歩くことにすると、30分くらいの徒歩通勤は全く苦に感じなくなった。もともと、車を運転しないので歩く機会は多かったのだが、天気が良くて時間に余裕があるときには、歩こうと思うことが多くなった。

2 発見

自宅から事務所までは、ちょうど碁盤の目を斜めに移動するように進まなければならないので、どこで曲がるかを少し変えるだけで、通勤路のバリエーションは豊富にある。二条城の周りや堀川通は歩きやすいし、御所、神社、学校などは花も美しく、様々な行事の様子も伝わって、季節の移ろいが感じられる。毎朝お店の周囲を門掃きしている年配のお父さんと言葉を交わすようになると、何となく時々挨拶しに通らないといけないような気がしてくるのも不思議である。

こんなところにこんなお店があったっけと発見することも多く、この間、街中に出かける機会が激減したのとは対照的に、ご近所のお店に1人で行くことが増えた。コロナ禍の間はどのお店も大変な様子だったが、お客さんが少ない分、話をする余裕があって、すっかり顔なじみになったお店がいくつもできた。最近は観光客も多くなってお客さんが増え、お店にとっては嬉しい限りなのだが、自分自身も外出の機会が増えたこともあって、ゆっくりと訪ねて話せるような機会が減った。それはそれで少し寂しさも覚える。

3 散歩

子どもたちも大きくなって、それぞれの時間を過ごすことが多くなったので、天気の良い休日などには、時間を見つけてふらりと散歩に出るようになった。何の道具も予約もお金も要らない、というのは気楽で、だんだん楽しくなってきた。どの方向に無目的に出かけたとしても、それなりの楽しみを発見できる見所があるというのは、京都の町に住む者の特権だなと感じる。

最近、ちょうどいいと気に入っているコースは、建勲神社・船岡山コースである。

船岡山は朱雀大路の真北に位置し、四神相応の「玄武」が守護する山として平安京造営にも影響を与えたとも言われ、歴史上も度々登場する場所だそうだが、現在は周囲の喧噪をよそに、静かで自然の豊かな小山である。建勲神社は、正しくは「たけいさおじんじゃ」と読むそうだが、「けんくんじんじゃ」と呼ぶのが一般で、市バスの停留所も後者で呼ばれている。織田信長を祀っている神社で、境内には有名な「敦盛」の一節(人生五十年 下天の内をくらぶれば…)を刻んだ歌碑がある。

ここを目的地として散歩をすると、最後に階段を上り、境内からはほぼ向かいに見える右大文字や東山連峰、眼下に広がる京都の町並みをしばし眺めることになり、すこぶる気持ちが良い。さらに、船岡山の上にある展望台付近に回ると、今度は南方の京都の町が一望できる。以前はもっと木が生い茂っていた気がするが、最近はどちらも伐採されて明るくなった。観光客もちらほらとは見られるが、人は多くなく、散策にはぴったりである。先日、新聞で某企業のトップの方も散歩コースとして紹介しておられたので、我が意を得たりとばかりに人にも勧めている。すぐ南側を通る鞍馬口通、西側の千本通、東側の大宮通は、それぞれに特徴的な通りで、歴史のある寺社やお店、西陣特有の雰囲気を持っていて、寄り道がまた楽しく、降り口や通りを変えては幾通りにも楽しめる。1時間余り歩いて、銭湯に行って汗を流した後、晩酌、となるとさらに癒やされる。

4 痩せない

ところで、歩いたら痩せるのでは？という密かな期待も持っていたのだが、結論から言えば、どうやら通勤や散歩で直接痩せる効果を得ることは難しそうである。多分、痩せるためのウォーキングは、もう少し歩幅や速度を調整して、体に負荷をかける必要があるのだろう。つい寄り道したり、小腹が空いて消費カロリー以上に摂取してしまうのも悪いのだが、我慢してもつまらないので、その期待はとうに捨てた。

もっとも、ほどよく血行が良くなって、何だか頭もすっきりする気がするし、健康的に空腹感が得られるのは間違いがなく、無理なく、楽しめる範囲で歩くのが良いのかなと思っている。

色々な人との再会

弁護士 小原 路絵



4月に久しぶりに来日したカナダ人のご夫婦と大阪城を観光しました。このカナダ人のご夫婦とは、2012年4月にカナダ・オンタリオ法曹協会が京都弁護士会を訪問された際の食事会で、たまたま一緒の席になったことがご縁で、翌日も食事に行き、メールでのやり取りが始まりました。同年7月に私がアメリカに行った帰りの飛行機が、急にキャンセルとなり、便の変更を余儀なくされたところ、トロント・台湾経由という旅程が表示され、急遽連絡を取り、トロントを訪問した際も、温かく迎えてくれたということもありました。そのときは、飛行機の乗り継ぎまでのわずか数時間という短い間でしたが、家でお茶をご馳走になり、街をドライブしてくれ、空港まで送り届けてくれました。急に連絡したにもかかわらず、何と親切なご夫婦かと感激したことを覚えています。

今回、コロナ禍で延期続きになっていた旅行にようやく参加でき、大阪観光をするということで連絡をもらい、約10年ぶりの再会となりました。大阪城も、久しぶりの日本観光を楽しむ観光客で溢れかえっており、特に天守閣へのエレベーター待ちの行列が長かったため、天守閣のある8階までの階段をフーフー言いながら登りました。苦勞して辿り着いた天守閣からの眺めは爽快で、ほてった体を冷やしてくれる風も心地良かったです。大阪城は、7階以下に秀吉ゆかりの展示物などがあり、カナダ人のご夫婦も初めて訪れる日本の城を楽しんでくれたようでした。その後は、新地の天ぶら屋さんに行き、生きた稚鮎を目の前で揚げてもらうなどして、日本の天ぶらも堪能してくれたようでした。カウンターメインのお店でしたが、小さいお店を珍しがってもらい、貸し切り状態で、くつろいで天ぶらを味わえました。たまたま食事会で一緒の席になるというきっかけで、10年後にも一緒に観光するというご縁が続き、人との縁というものは不思議なものだと思いました。

去年の10月には、米国留学時代の友人の韓国人夫婦も京都観光に訪れ、旧交を温めることができました。このご夫婦とは、年齢も近く、これまでに何度もお互いの住んでいる国を行き来

したりしていましたが、約3年ぶりに再会することができました。

コロナ禍の間、オンラインでの懇親会・会議・授業が普及しましたが、直接肩を抱き合ったりして、再会を喜ぶなどしていると、やはりオンラインでは味わえない良さがあるなとしみじみと思いました。

また、今年9月には、去年延期になった、私達司法修習55期の20周年のイベントも、京都で開催されます(55期は、2002年10月に弁護士登録しているため、去年が満20周年でした)。10周年は熱海で開催、20周年は京都で開催というのが、昔から続く伝統(?)のようですが、53期・54期も延期されており、今年開催されるようです。修習時代は、第二の学生生活のようでしたが、2回試験(※司法試験に受かった後の2回目の試験ということで、司法修習の卒業試験をこのように呼んでいます。)をともに乗り越え、新人のころの苦勞話を共有したりした修習同期は特別な関係にあると感じています。お世話になった教官や、同じクラスの同期に再会して、20年分の積もる話を聞き、皆の活躍ぶりもお聞きして、また大きな刺激をもらえるだろうと楽しみにしています。

5月から新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類になり、学校や会社などの対応も大きく変わると予想されます。新型コロナウイルス感染症の流行が始まって約3年が経過し、リモート勤務やオンライン授業など、働き方を始め、これまでの常識が大きく変容しました。新型コロナウイルス感染症が私達に与えた影響はマイナス面が多いのはもちろんですが、生活面や考え方が大きく変容したことはマイナスだけではないようにも思います。この間の変化を前提に、これからまた社会がどのように変わっていくのか、とても興味深いと思っています。



大阪城



トロント：現市庁舎



トロント：旧市庁舎
(今は裁判所として使われています)

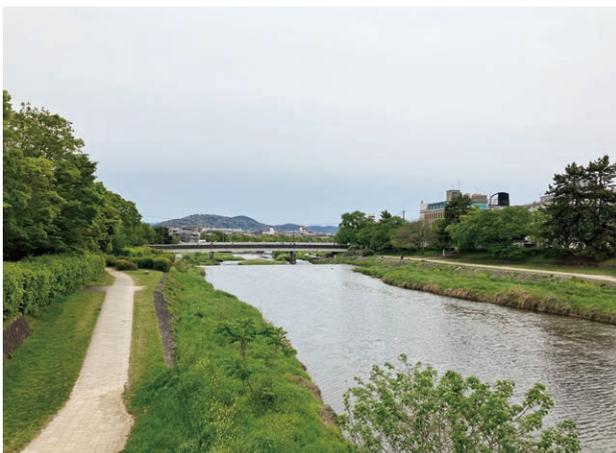
リバークリーン活動のお誘い

弁護士 上里 美登利



1 去年の夏から、鴨川のクリーン活動に参加しています。これは、京都弁護士会の公害対策環境保全委員会に所属する弁護士有志が開催している月1回の鴨川の清掃活動です。

鴨川は、京都市の北東部を北から南に流れる幹線延長23km、流域面積210km²の一級河川で¹、市民の憩いの場となっています。クリーン活動をしながらかい出会うのは、家族や友人とピクニックをしているグループから、犬の散歩、1人で読書をする人、楽器の練習をする学生さん、スマホの操作中の人と、様々です。



葵橋の上から鴨川南方向を撮影

古くから鴨川の清掃活動に勤しんでこられた団体もあるようで、鴨川を大事に思う市民の力によって、人がそれぞれの時間を過ごせる気持ちの良い河川が維持されているのだと思います。

2 さて、私達は、丸太町橋から橋一つ分鴨川の上流又は下流に向かって1時間ほどゴミ拾いをするのですが、毎回、1人で30リットルのゴミ袋5分目～満杯ぐらいは拾います。ゴミの種類は、タバコの吸い殻や空き缶は定番として、やはりプラスチックゴミが多いです。ポイ捨てのつもりでなくとも、風に吹かれて飛んでしまったのだらうと思われる薄くて軽いプラスチックゴミも多くあります。そういうゴミは、河川敷で草の中に混じって、風化している状態のものも見つかりますが、風化すると草や土に混じってしまい、取り除くのが難しくなります。

また、河川に流れ込んでいるプラスチックゴミも多いです。海洋プラスチック問題の深刻さが指摘されるなか、身近なところからできることをと思うものです²。

こんなことを考えながら、1時間1人で黙々とクリーン活動に励み1時間経って集合すると、他のメンバーも袋いっぱいゴミを集めてきています。



捨てられたゴミ

3 さて、このリバークリーン活動を始めた弁護士有志のメンバーはとても前向き&オープンで、この活動は、もともと弁護士会のメンバーだけではなく、広く、興味を持っていただいた市民の方も参加できるように設計されています。たまに、興味を持った通りすがりの方々から声を掛けていただくこともあり、そうした方々にも参加してもらえよう、オープンな取組みとなっているのです。

これまでも、お父さん、お母さんと一緒に、お子さん方も参加していますし、修習生が参加していた時もありました。外で汗を流した後の一杯は格別かもしれません。この記事を読んで、興味を持たれた方は、是非、ご連絡ください！

1 「鴨川整備計画」p1(平成22年1月京都府)

2 環境省「プラスチックを含む海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)対策」でも河川から流れ込むプラスチックゴミの問題が紹介されています。

https://www.env.go.jp/water/marine_litter/index.html

消費者問題における「親族」被害

弁護士 住田 浩史



1 「親族」被害にどう向き合うべきか

私は、当事務所ウェブサイトでの弁護士紹介で、「消費者被害は、心の被害です」と書いています。¹長年、この部分は更新をさぼっておりまして、おそらく、10年以上この文言を変えていないように思います。そろそろ変えなければならないと思っているのですが…

しかし、そもそも「心の被害」というのは、いったい何でしょうか。今まで、私は、そのことに、真摯に向き合ってきたでしょうか。

最近、マルチ商法の親族被害について、当事者の方からお話を聞く機会がありました。また、マルチ商法の被害者親族のグループにおける実態調査の報告も出されています。²そこでは、金銭的なトラブルや健康トラブルなどのほか、本人から暴言を吐かれる、関係が断絶するという精神的な苦痛を継続的に抱えている、という実態が明らかになっています。

その中でも、私がかつとも深刻だと思ったのは、「親族からの適切な相談窓口が存在しない」という点でした。これには、私も思い当たる節があります。マルチ商法をはじめ、投資詐欺などでは、本人がまだ被害を被害として認識していない段階で、家族だけが弁護士に相談に来られる場合があります。その場合、法律的な解決策はもちろん説明するのですが、けっきょく本人さんに来てもらえないと根本的な解決はできませんね、と、苦しんでいる家族に言ったことがあります。「お医者さんのところに行って、家族のおなかが痛いんですとうったえても解決しませんよね。それと同じで、おなかが痛い本人にきてもらわないと。」という比喩を使ったこともありました。しかしながら、もう少し、その家族の苦しみに寄り添いながら、その解決策を考えることができたのではないのでしょうか。

2 「親族」被害から消費者問題における「損害」を問い直す

さて、「親族」被害を真摯に考えていく意味は、まだあります。それは、消費者問題における「損害」論の問い直しです。

まず、消費者被害は、経済的な損害や生命、身体、健康への損害を意味するだけでなく、精神的な被害を不可避的に発生させるということは、弁護士が日常的に経験していることです。たとえば、窃盗と詐欺を比較してみます。窃盗は、お金を単に盗まれた(財物についての占有の移転)ということですが、詐欺は、そこに「人をだます」というプロセスが加わります。これは、信じていた人に裏切られたという苦痛、そして、自らの浅慮や無

知、軽率についての自責の念が生じます。場合によっては、それこそ身近な人から「なんで、そんなことでだまされるんだ」と責められることもあるでしょう。

しかしながら、わが国の裁判所では、一般に、財産的損害については、「特別な事情」がない限り、別途、慰謝料(精神的な苦痛に対する填補)を認めてくれません。³また、その「特別な事情」が認められるケースは、消費者被害においても、まれです。すなわち、被害者本人の財産的な実損が填補されればよいというのが、多くの消費者被害の救済の「天井」ということになります。これは、実は、確信的に悪質商法を行う者たちにとっては、歓迎です。なぜなら、被害を訴えてくる一部の人に最悪全額返せばOKとなれば、残りの被害者から得た不当な利益を依然として保持し続けることができ、その商法を喜んで続け、さらなる被害者を生むということになるからです。

よって、とりわけマルチ商法のような、親族や友人など親しい人間関係にある人を巻き込むことを典型的に予定している商法においては、本人の精神的な苦痛についてはもちろん、このような「親族」の被害をも固有の損害として構成し、この種の被害においては、単に財産的被害が填補されればよいというものではない、と裁判官を説得することが重要になるでしょう。一般的に懲罰的損害賠償が認められない我が国においても、いや、そのような我が国だからこそ、このような損害論における工夫は積極的に試みられるべきでしょう。⁴

そして、これを突破口として、慰謝料請求がほかの詐欺的商法類型でも通常認められるようになれば、悪質な事業者に不法な利益を吐き出させ「この商法を行うことが割にあわない」と思わせ、撤退させることができます。このようなサイクルは、消費者問題の防止のためになによりも効果的でしょう。

固定観念にとらわれず、消費者問題の地平を絶えず広げていく努力を、われわれ弁護士は怠ってはならない。改めて、そう思いました。

1 御池総合法律事務所ウェブサイト

<https://www.oike-law.gr.jp/lawyer/sumida/>

2 藤本亮「マルチ商法会員の親族被害の実態」消費者法ニュース134号(2023)52頁

3 最判昭和42年4月27日集民87号305頁

4 例えば、詐欺的商法における「配当」は被害者を信じさせるためのものであって損益相殺の対象とならないとした最判平成20年6月24日集民228号385頁などがあります。拙稿「消費者被害における損益相殺-平成20年6月の2つの最高裁判例-」御池ライブラリー29号(2009)39頁参照。

ライブハウスの規制解除について

弁護士 北村 幸裕



コロナ禍で非常に厳しい制限が課されていた令和2年の燦で、あえて音楽フェスの魅力について語った。原稿作成当時、初めての緊急事態宣言がなされた直後であった。あのころは、ライブハウスでクラスターが発生したことから、音楽を提供する人やそれを楽しむ人はまるで社会不適合者であるという雰囲気があった。「不要不急」を理由に、人間にとって重要なエンタメを楽しむことがあたかも悪いことであるかのような空気があり、それを皆が反発もなく受け入れていたという異常な状況に、微力ながら一石を投じてみたかったという思いがあったことは否定できない。

上記の社会情勢を踏まえ、以降、ライブハウスは、復活の方法を模索していく。自主的にガイドライン(音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン)を策定し、自ら制限を課してそれを遵守した。そして、新型コロナウイルスを取り巻く状況の変化に合わせて適宜制限内容を緩和していった。緩和の程度は緩やかであり、もどかしい面もあったが、改定の状況を追うと、ライブハウスが、顧客の安全を確保することで、一旦失われたように見えた社会の信頼を取り戻そうと苦心していた様子がよくわかる。本稿は令和5年5月初旬に作成したものであるが、最新のガイドラインでは、声出しの可否にかかわらず100%の収容が可能となっており、マスク着用は、公演主催者の判断により顧客にマスク着用を求める場合があるも、原則として、顧客個人の判断に委ねるとまで緩和されていた。そして、同月8日から政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止されることから、ガイドライン自体も全て廃止されることになっている。

つまり、同日以降、3年以上にも及ぶ長く苦しい我慢の期間が終わりを告げ、いよいよコロナ禍前のライブハウスが戻ってくるのである。

それでは、コロナ禍前のライブハウスというのはどういうものだったのだろうか。

そこは、音楽を単に聴くだけでなく、全身で音楽を体

感できる場所であった。音楽に合わせて体を揺らし、時には、周囲とぶつかるくらい暴れることもあった。密集したところでは、頭上に人が転がってくることもあった。演者と一緒に歌ったり、合図に合わせて声を出すこともあった。そうやって観客が楽しんでいる様子を見た演者は、その影響を受けて、一層素晴らしいパフォーマンスをしていくのであり、観客と演者とが一体になってその日一回限りの「ライブ」という作品を作り上げるという側面もあったように思う。

建前では、危険な行為や周囲の迷惑をかけることは当然禁止とされてはいたが、実体は、観客の自主性を尊重して、ある程度自由な楽しみ方が許されていた。観客は、自由であった一方で、周囲への思いやりとマナーを守る気持ちをもって楽しんでいた(はずである)。

楽しみ方を制限されず、強制もされず、皆が思い思いの方法で音楽を楽しむことができていた、そういう自由なライブハウスが戻ってくるのである。音楽が好きなのにとっては、長かった3年間を経てようやく訪れた至福の時である。ライブハウスに行けば、血湧き肉躍り、狂喜乱舞する状態となることは確実である。本稿を読んだ人は、一刻も早くチケットをゲットして、ライブハウスに向かうべきといっても過言ではない。

なお、コロナ禍の制限中に新たにライブハウスに来るようになった方々にとって、コロナ禍前と同様の自由な空間はこれまで経験したことがない危険な世界となるかもしれない。これまでは整理番号が良ければ中央前方に張り付いて演者を見ることができた。しかし、今後そこは最も危険な場所となる可能性が高い。古参の猛者達は、そういった新しい方々を排除するのではなく、一緒になって楽しめるように、思いやりとマナーをもって素敵な環境を作る努力をする必要があるだろう。

そうしてできあがった環境は、おそらくは、コロナ禍前とは違う新しいライブハウスなのだと思う。本当に楽しみである。

副会長のお仕事

弁護士 増田 朋記



2023年4月1日より、1年間の任期で、京都弁護士会の副会長に就任することになりました。弁護士会は弁護士法に基づき、「弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的」として設立される法人です。会長が弁護士会の代表者となり、副会長は、会長の事務を分掌し、会長を補佐するものとされています。京都弁護士会の場合、副会長は4人置かれており、私もその末席に加わることとなりました。

週に1回、会長と4人の副会長は、全員で役員室に集まって役員会を開催し、午後いっぱいを使って弁護士会の様々な課題について審議しています。会員の登録や研修などといった会員の監督に関する事項のほか、弁護士会が開催する行事の準備、あるいは弁護士会職員の人事等に関する事項、予算・決算等の会計に関する事項など、弁護士会という法人の運営者としてあらゆることを決めていかなければいけません。

また、役員会のない日でも、日々多くの決裁書類が回されてくるため、なるべく日に一回は役員室に行って書類を確認して押印し、決裁を済ませています。

これに加えて、4人の副会長は交代で在会当番として、役員会の開催日は別に、週に一回弁護士会館内に常駐することとされ、緊急の事案対応に備えています。さらに、自治体や他の業界団体等への挨拶、各種イベントへの出席、副会長がそれぞれ分担して担当している委員会での活動など、やるべき業務は多岐にわたっています。

副会長のお仕事が大変かと聞かれば、正直否定できません。現在は副会長にも報酬が支払われることとなっていますが、月額5万円のみですので、それだけで生活することはできませんから、当然、弁護士としての業務も継続していかなければいけません。つまり、副会長としての弁護士会の運営と、弁護士業と別々の2つの事業をマネジメントしなければいけないのです。早朝や夜間、休日の時間も業務に充てなければならず、今までで最も忙しい1年と言えるかもしれません。

しかし、副会長のお仕事が嫌かと聞かれば、それはそうではありません。副会長となることで弁護士会の全体像が見えると就任前から聞いていましたが、まさしくそのとおりでした。これまで一会員として関わってきた弁護士会の活動は、会全体の活動のごく一部でしかありません。京都弁護士会も既に会員数が850人を超える規模となっていますから、当たり前といえれば当たり前ですが、自分の知らなかった多くの活動が、多くの弁護士によって進められていることを文字通り目の当たりにすることとなりました。そのような活動を副会長として支えることができるのは、弁護士としても非常にやりがいのある仕事だと感じています。

もともと私は、任期付公務員として霞ヶ関で働いた経験もあり、目の前の事件を解決することだけが弁護士の仕事の全てではなく、世の中をよりよく変えていくためにできることは、他にも様々な形があり、その全てが大事なのだと考えていました。弁護士会の副会長というお仕事も、その役割を十全に果たせば、やはり世の中をよりよく変えることにつながるのだと思います。

1年間というのは、その役割を果たす期間としてはかなり短いものだと思います。幸いなことに、会長や他の副会長はいずれも優秀かつ人徳にもすぐれたメンバーで、しかも、互いに気心のわかる関係にあります。このような恵まれた陣容で、速やかに要領を押さえて、万全の体制で弁護士会の運営を行い、また弁護士としても一層の成長を遂げたいと思います。



コロナ禍の当事務所の取組みと個人的近況

弁護士 若竹 宏諭



当事務所の最近の取組み

①「YOIKE LAW +」(オイケロープラス)を開設しました
 当事務所は、昨年、IT問題に特化した情報発信を目的とするウェブサイトを開設しました(<https://oikelaw-plus.com/>)。コロナ禍以降、様々な場面でIT化が進み、最近ではweb3.0、NFT、メタバースといったIT関連の様々なワードをよく耳にされると思います。関連するご相談も増えてきました。今後、IT関連の法的問題に関する知見はより一層重要になると思います。当事務所としては、ITに関わる最新の法的問題をキャッチアップするだけでなく、先導していく役割を果たせるよう、情報発信の場を設けた次第です。情報発信の量はまだまだ足りていませんが、研究等を進め、コンテンツの拡充を図っていきたいと思います。なお、ひっそりとTwitterアカウントも開設しています(<https://twitter.com/oikelaw>)。



②京都市京セラ美術館の法人メンバーになりました

当事務所は、2021年から京都市京セラ美術館の法人メンバー(プロンズ)になりました。

京都市京セラ美術館は、コロナ禍の2020年5月にリニューアルオープンされ、以降、法人メンバーシップを創設されています。当事務所は、京都の文化・芸術の発展へ貢献したいという思いから、メンバーシップへ参加させていただきました。

京都市京セラ美術館では、メンバーシップ制度のほか、地域との連携を積極的に推進されるなど、他の国内美術館と一線を画する先進的な取組みをされており、展覧会や企画に関して様々な工夫をされています(僕のおすすめの企画は、京菓子司金谷正廣さんとのコラボ和菓子です)。ぜひ皆様にも足を運んでいただければと思います。

個人的には、当事務所として、このような地域との連携をより一層図っていかねばと考えています。

個人的近況

①トレランにはまる

私が長めの距離を走るようになったのは、長野弁護士に誘われ、コロナ禍直前に初めてのフルマラソンを走ってからです(2020年燦ご参照)。その直後に(これも長野弁護士と一緒に)初めてのトレイルランニング(トレラン)を経験しました。以降、スポーツの場が、サッカーから、ただ走ることに徐々にシフトし、今年はトレランにはまっています。もともとマラソンよりトレランの方が面白いと感じていましたが、今年からトレランに時間を割くようになりました。その要因は、昨年みたNHKのドキュメンタリー番組、「グレートレース」(ULTRA-TRAIL Mt. FUJI 2022の回)とTJAR(Trans Japan Alps Race)に関する「激走!日本アルプス大縦断2022」です。選手たちが過酷な状況でも前に進む姿に感動しました。みていると自分も100マイル(約160km)を完走できるのではないかという気持ちになってきます(錯覚です)。100kmや100マイルは非現実的でも、いつか50~70km程度のレースには出てみたいと(今は)思っています。そこで、今年は、中高生時代を思い出すような階段昇り降りトレーニングをしてみたり、月1回のペースでトレランのレースに出場したりしています。飽きずに続けて、出場するレースの距離を徐々に長くしていければと(今は)思っています。

②写真を始める

昨年、コロナで高熱が出た際にYouTubeをみることにしかできなかったところ(?),「キョウトボーイズ」というチャンネルに遭遇しました。京都のまちを歩いて、スナップ写真を撮って、撮影した写真を紹介してくれる、主に写真に特化したチャンネルです。

元々カメラが欲しいと思っていましたが、キョウトボーイズの動画を見て感化され、隔離期間が明けてミラーレス一眼カメラを初めて買ってみました。スマホのカメラで撮影したものとの違いに感動しました。なかなか写真を撮りに行く時間を作ることができませんが、これも飽きずに続けて、趣味として続けていければと思っています。

今後も、法律・スポーツ・文化芸術(?)を三本柱に、弁護士活動に邁進していきたいと思っています。

蔵書の整理

客員弁護士 二本松 利忠



終活の一環として蔵書の整理を始めたが、まったく進んでいない。

裁判官をしていたとき、13回転勤し、引っ越しも10回した。引っ越しの都度、判例集・判例雑誌、種々の書籍を段ボール箱に詰める作業が一苦労だった。転勤直前の3月は、判決書きに追われながら引っ越しの準備をしなければならず、食器類や子ども用品などの箱詰め作業までは手が回らなかったため、未だに妻から「あの頃はたいへんだった。」と言われている。後に、梱包・荷解きも業者に任せるサービスを利用するようになったが、仕事用の本やファイル・雑誌類は自分がやるしかなかった。本は重い。法律関係の基本書はもとより、最高裁判例解説など、装幀がきちんとしたものは相当の重さになる。裁判例や文献をコピーしたファイルもどんどんたまっていく。加えて、種々の画集、写真集、展覧会等の図録その他の雑本、大量のレコードがあった。引っ越し業者の方から、裁判官の引っ越しはたいへんだと聞いたことがある。本、書棚等の重い荷物が多い上、裁判官宿舎は4階建て・5階建てでもエレベーターがなく、搬出・搬入に苦勞するとのことであった。当初、引っ越し先で段ボール箱から本を出して書棚に収め、次の転勤時にまた詰め込む作業を繰り返していたが、そのうち、転勤先の担当事務の関係で箱から取り出す必要のない本は箱詰めのまま次の引っ越し先に持って行くようになった。また、年数を重ねるにつれ、単身赴任が増え、その場合は必要な本・資料を送るだけでよいが、自宅には大量の本類が残る。自宅に書庫を作ったが、見込みが甘くて、収めきれない本は床積みしたり、段ボール箱に入れた状態で置いていた。しかし、単身赴任先でまた本やファイルが増える。それでも本を処分することは考えたこともなかった。

蔵書は、私の人生の証のような気がして、なかなか整理に取りかかれなかったが、裁判官退官後の法科大学院勤務も終了したので、いよいよ整理を始めざるを得なくなった。本・雑誌類が自宅で相当のスペースを占めており、家族からせつめられたこともある。手始めに、裁判官任官以来そろえてきた判例雑誌(書棚ほぼ2本分)を若手研究者に引き取ってもらえないかと何人かの先生方に相談したところ、今の研究者は裁判例等は電子データ化

し、紙ベースのものは必要としていないと言われ、すっかり時代に取り残されていることを痛感した。また、最近、判例雑誌のみならず、法律学の基本書も売れない(マニュアル本の隆盛によることもあるが)とのことであった。古本屋も専門書はあまり引き取ってくれず、むしろ、小説(特に、新刊)などのほうが需要があるそうである。

蔵書のうち、ほぼ全巻そろえているベリー・メイスン、アガサ・クリスティ、メグレ警視、87分署等のシリーズ物や、好きな作家の初版本、画集(ジョルジュ・ルオー、ドーミエ等)・写真集(土門拳、田淵行男等)などは大切な宝物であり、ずっと手元に置いておきたい。古い法律書は捨てるしかないが、愛着のあるものも少なくない。一方、文庫・新書類は古すぎたり、線を引いてあったりで、これらは捨てるしかない。段ボール箱に入ったままの本や、一度読んで二度と読むことのなかった小説類は買取業者に持ち込むか廃棄していいことになるが、それにしても、一度も開いたことのない本がいかに多いことか。本とは出会いである。興味を惹かれた本はできる限り買ってきたが、いつか読もうと思いつきながら月日が過ぎ、その「いつか」は永久に来ないのかも知れない。人はその器に応じてしか本に出会えないものらしいから、これらの本については、こちらの器が十分でなく、結局、出会いがなかったことになる。しかし、いざ整理を始めると、「いや、これはいずれ読めるかも知れない。」と迷いが生じて、脇に置くことが多い。また、手にすると、その本にまつわる思い出が蘇って、捨てられないものも出てくる。若い頃に感動した小説を読み返すことがあるが、何でこんな作品に感動したのか不思議に思ったり、やたらに感傷的で、わざとらしさが鼻につくことがある。現在の自分のほうが作品を吟味する能力が向上したのかというと、そうではなく、人生を重ねたことで得たものもあれば、失ったものも大きいのであろう。こうしたことで、若い頃に大切にしていた本はがっかりするのが怖くてなかなか読み直す勇気が出てこないし、かと言って手放すこともできない。

このような次第で、段ボール箱や書棚から本を引っ張り出しては、床に積み上げていくことを未だに続けている。そこに新たに購入した本が積み重なることになる。

裁判のIT化

弁護士 茶木 真理子



IT技術の発展や新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、日本でも裁判のIT化が進められています。これにより、裁判手続の迅速化や効率化が図られ、国民がより利用しやすいものとなることが期待されています。本稿では、民事訴訟手続と家事事件手続のIT化についてご紹介します。

1 民事訴訟手続のIT化

令和4年5月、民事訴訟法が改正(以下、「改正法」という)され、民事訴訟手続の全面的なIT化を可能とする規定が整備されました。

① インターネットを利用した申立て等

改正法では、民事訴訟におけるすべての手続を対象として、すべての裁判所において、インターネットを利用して申立て等ができることになりました。例えば、訴状を提出する場面を例に挙げると、原告は、裁判所の事件管理システムに利用登録し、そのシステムにアクセスして、訴状に記載すべき事項を入力するという方法で訴状提出が可能となります。

また、訴状や判決書等の送達についても、現在は郵便等を利用して書類が実際に交付されていますが、インターネットを利用した方法が導入されます。

なお、このインターネットでの申立て等や送達は、基本的には、希望者がこれを利用することができるもので、強制されることはありません。ただし、弁護士については利用が義務づけられることとなります。

② ウェブ会議・電話会議の利用による手続への参加等

これまで、ウェブ会議・電話会議の利用ができる場面は限られていました。例えば、裁判の初回に設定される「口頭弁論期日」という手続には、当事者が必ず裁判所に出頭する必要がありました。また、その他の手続でも、ウェブ会議等を行うためには当事者が遠隔地に居住していること等が要件となっていました。

改正法が施行されたあとは、このような要件もなくなり、裁判所が相当と認めれば、裁判の多くの手続でウェブ会議等を利用できるようになります。

③ 訴訟記録の電子化・インターネットを利用する訴訟記録の閲覧等

現在は、当事者から提出された訴状、答弁書、準備書面等の書類や証拠は、書面のまま訴訟記録として綴られ

て保管されています。また、裁判所が作成される判決書等も書面で作成されています。

改正法が施行されたあとは、インターネットを利用して提出された記録はそのまま訴訟記録になるほか、インターネットを利用せずに、書面等が提出された場合であっても、原則として、当該書面の内容が裁判所のサーバに記録されることとなります。

また、このような訴訟記録の電子化とともに、電子化された訴訟記録については、当事者がインターネットを利用して自宅等から閲覧や複写が可能となる予定です。

2 家事事件手続のIT化

① 家事調停におけるウェブ調停の利用

家事調停では、相手方の住所地の家庭裁判所に管轄があるため、相手方が遠方に居住している場合は、わざわざ遠方の家庭裁判所まで出頭する必要がありました。このような当事者の負担を減らすため、以前より電話会議による調停が認められていたものの、調停委員や当事者の顔が見えない、調停の雰囲気かわからない、といった弊害が指摘されていました。

そこで、ウェブ会議システムを利用した調停が開始されており、京都家庭裁判所でも令和4年10月から導入されています。ウェブ調停では、当事者の方には代理人の事務所にお越しいただき、そこからオンラインで調停に出席していただくことが可能となりました。

② 人事訴訟のウェブ会議の導入・ウェブ会議を利用した和解・調停による離婚等の成立

離婚等の人事訴訟でも、一般的な民事訴訟と同様に、ウェブ会議による出頭が認められることとなります。

また、現在は、離婚等の人事訴訟で和解する場合や、家事調停で離婚を成立させる場合には、当事者がある期日に現実に出頭する必要があります。しかし、ウェブ会議でも当事者の意思確認などを適切に行うことは可能であることから、見直しが行われ、ウェブ会議を利用して離婚を成立させることができるようになります。

なお、以上の見直しは段階的に施行されていき、全面的な施行は2025年度中が予定されています。

令和4年改正刑法

弁護士 谷山 智光



1 令和4年6月13日、刑法等の一部を改正する法律案が成立し、同月17日に公布されました。このうち刑法の改正点は、①侮辱罪の法定刑の引上げ、②拘禁刑の創設、③刑の執行猶予制度の拡充です。施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされていますが、①については令和4年7月7日から施行されています。

2 ①侮辱罪の法定刑の引上げ

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損すれば名誉毀損罪が成立し、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます(230条1項)。事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱すれば侮辱罪が成立します(231条)。両罪は、名誉を害する具体的事実を摘示するか否かによって異なります(判例通説)。改正前刑法では、侮辱罪の法定刑は、拘留又は科料とされていました。拘留は、1日以上30日未満の刑事施設拘置で(16条)、科料は、1000円以上1万円未満の納付です(17条)。この点、ほとんどの事件が、9000円か9900円の科料で終わっているとの指摘もありました。

しかしながら、インターネットが発達した近年においては、SNSや掲示板等で侮辱行為が行われることもあり、その場合、拡散しやすい一方で、削除が困難となり、被害が大きくなります。そこで、改正後刑法では、侮辱罪の法定刑が引き上げられ、1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料となりました(改正後刑法231条)。法定刑の引上げにより、以下の点にも変更が生じることになります。まず、通常逮捕は、被疑者が定まった住居を有しない場合や正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合に限られましたが(刑訴法199条1項但書)、その場合に限られなくなりました。また、公訴時効は1年でしたが(刑訴法250条2項7号)、3年に延びました(同項6号)。さらに、教唆者や

従犯は処罰できませんでしたが(64条)、これらも処罰できるようになりました。

3 ②拘禁刑の創設

改正前刑法では、刑の種類は、主刑として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料が、付加刑として没収がありました(9条)。このうち、懲役と禁錮は、いずれも無期及び有期とし、有期は、1月以上20年以下ですが(12条1項、13条1項)、懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるものであるのに対して(12条2項)、禁錮は、刑事施設に拘置するものです(13条2項)。両刑は、所定の作業を行わせるかどうかの違いがあります。もっとも、禁錮受刑者であっても、申出を行い、許可されれば作業を行うことができます(刑事収容施設法93条)。なお、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際に作業報奨金が支給されます(同法98条)。実際には、禁錮受刑者のほとんど全員がこの作業に就いていると言われています。

改正後刑法では、懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑を創設し、これに一元化されます。拘禁刑も無期及び有期とし、有期拘禁刑は1月以上20年以下とされ、刑事施設に拘置されます(改正後刑法12条2項)。その上で、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとされました(同法3項)。

4 ③刑の執行猶予制度の拡充

改正前刑法では、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる要件の一つとして、言い渡す宣告刑が1年以下の懲役又は禁錮であることが必要でしたが(25条2項)、改正後刑法では、この点を2年以下の拘禁刑として要件を緩和するなど、刑の執行猶予制度を拡充しました(その他の刑の執行猶予制度の改正として、改正後刑法27条2～6項)。

令和4年消費者契約法改正

弁護士 志部 淳之介



1 2度にわたる改正

令和4年、消費者契約法は、2度にわたり改正されました。5月改正は、それまで消費者庁の「消費者契約に関する検討会」で、喫緊の課題とされていた消費者被害に対応するために、12月改正では、いわゆる旧統一協会の問題に対応するために、以下の改正が実施されました。

2 5月改正

(1) 取消権の追加

主な改正事項として、次のような不当勧誘が行われた場合の、契約取消権が追加されました(4条3項)。

①勧誘することを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘、②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害して勧誘、③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にして勧誘。

例えば、①では、勧誘の目的を告げずに、ビルの一室へと案内し、情報商材の販売やコンサルティング契約を締結させるような事例が対象となります。②では、親に相談したいという消費者を妨害し、就活セミナーの契約を迫るような事例が対象となります。

(2) 情報提供義務等の明示

さらに、事業者は、適格消費者団体に対して解約料の算定根拠を(12条の4)、一般消費者に対しては、算定根拠の概要を説明する義務(9条2項)を負います。いずれも、努力義務の規程ですが、事業者としては守らないわけにはいかないでしょう。解約料を請求する以上は、その金額の根拠を説明するのは当然です。

事業者からの情報提供に関しては、勧誘時に、消費者の知識・経験に加え、年齢や心身の状態を考慮して、きちんとした説明を尽くすべき義務が明示されました。

また、事業者には、契約の解除に必要な情報を提供すべき義務(3条1項等)や、適格消費者団体の要請に応じて、契約条項・差止請求を受けて講じた措置を開示すべき義務(12条の3及び5)が課せられます。

(3) 不明確条項の無効

さらに、消費者からの損害賠償請求を困難にする、不明確な一部免責条項(軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていない条項)が無効となることが明らかにされました(8条3項)。例えば、「法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します」等の規程は無効となります。

(4) 消費者裁判手続特例法の改正

同法は、消費者を代表して、集団的に被害回復を行う法律ですが、こちらも消費者契約法と同時に改正されました。慰謝料請求が制度の適用対象となり、和解の早期柔軟化が図られる等、消費者の被害回復の観点から、大きく前進する改正が行われました。

3 12月改正

霊感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等の改正が行われました。

霊感などによる知見を用いた勧誘により困惑させて寄附・契約させることが禁止され、従来の取消権の範囲も拡大されました。

また、取消権の行使期間も、従来の1年間から3年間に延長されました。

4 適切な運用、画期的な今後の改正への期待

5月改正に関しては、努力義務の規程が多く追加されています。これらは、きちんと事業者に広報し、適切な運用がなされなければ、消費者被害の防止には繋がりません。また、事業者はこれらの規程を遵守するよう真摯に取り組む必要があります。

今回の5月改正は、有識者が議論した成果である「消費者契約に関する検討会 報告書」で予定されていた改正事項(例えば、困惑類型の脱法防止規定や、消費者の心理状態に着目した取消権の導入等)が実現されませんでした。多くの相談が寄せられている軽度認知症の独居高齢者を狙った消費者被害や、日々進化する新たな手口に対応するには、上記のような規定改正が不可欠です。

12月改正についても、今後これらの規程によりどの程度問題が解決されるか、引き続き注視していく必要があります。

相続法改正について

弁護士 三角 真理子



令和5年4月1日、改正民法が施行されました。今回の改正は、増加する所有者不明土地の問題に対応するために行われたものです。以下では、改正民法のうち、相続に関する規定について紹介します。

1 遺産分割

改正前民法では、相続開始から長期間経過した場合でも、特別受益や寄与分の規定の適用が制限されることはありませんでした。

改正後民法では、相続開始時から10年を経過した後にする遺産分割については、原則として特別受益及び寄与分の規定が適用されない旨定められました(改正後民法904条の3柱書)。

例外として、①相続開始の時から10年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたとき、②相続開始の時から始まる10年の期間の満了前6ヶ月以内の間に、遺産分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から6ヶ月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときには、相続開始の時から10年を経過した後であっても、特別受益及び寄与分の規定が適用されます(改正後民法904条の3柱書但書)。

施行前に相続が開始した遺産分割にも、改正後民法のルールが適用されます。ただし、相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をした場合については、経過措置により、施行日から5年間の猶予期間が設けられています。

2 相続財産の清算手続の見直し

改正前民法では、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の清算手続において、①相続財産管理人の選任の公告、②相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告、③相続人搜索の公告を順に行うこととしており、それぞれの公告手続を同時にすることができませんでした。その結果、権利関係の確定に最低でも10ヶ月間を要し、相続財産の清算に要する期間が長期

化していました。

改正後民法では、選任の公告と相続人搜索の公告を統合して一つの公告で同時に行うとともに、これと並行して、相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告を行うことが可能となりました(改正後民法952条2項、957条1項)。その結果、権利関係の確定に最低限必要な期間が合計6ヶ月へと短縮されました。あわせて、相続人のあることが明らかでない場合における「相続財産の管理人」の名称が「相続財産の清算人」に変更されました。

なお、施行日前に改正前民法952条1項により相続財産管理人の選任がされた場合には、公告手続等は、なお従前の例によるとされています。

3 相続財産の保存のための相続財産管理制度の見直し

改正前民法では、相続の承認後遺産分割前の相続財産管理の規律はありませんでした。また、相続人のあることが明らかでない場合には、相続財産の清算を目的とする相続財産管理制度が設けられていましたが、保存のための相続財産管理制度は利用できませんでした。

改正後民法では、相続が開始すれば、相続の段階にかかわらず、いつでも、家庭裁判所は、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分をすることができるとの包括的な制度が創設されました(改正後民法897条の2)。

4 相続の放棄をした者の相続財産の管理義務の明確化

改正前民法では、相続の放棄をした者の管理義務の有無や内容等が明らかではありませんでした。

改正後民法では、相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は民法952条1項の相続財産の清算人に対して相続財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同様の注意をもって、その財産を保存しなければならないとされました(改正後民法940条)。

— 事務所理念 —

1. 社会のフェアネスを実現すること
2. 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
3. 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

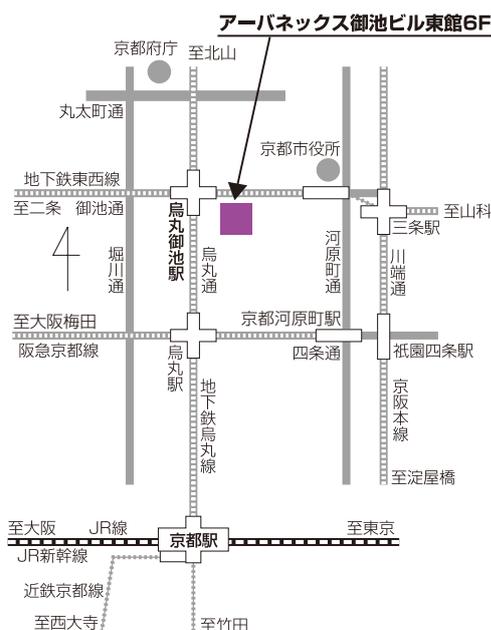
編集後記

今年も京都の暑い夏がやって参りましたが、いかがお過ごしでしょうか。

事務所報「燦」は、各弁護士が、通常業務から少し離れ、自分の興味があるテーマについて執筆しています。法律紹介のコーナーでは、近時話題の法律のポイントをご案内しています。「燦」について、皆様のご意見、ご感想をお寄せいただけますと幸いです。

なお、当事務所では、新型コロナウイルスに関する政府方針に従って、マスクの着用は個人の判断としておりますが、感染予防の観点から、お気軽におっしゃっていただければマスク着用につき対応いたします。また、適宜オンライン相談も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。(創刊号巻頭言より)



御池総合法律事務所